

美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家運営事業者募集事業に係る質問についての回答

項 目	土地の貸付期間満了時に撤去しなければならない地中埋設物について
質問内容	土地貸付期間満了時の返還に際し、撤去しなければならない工作物等のうち基礎杭等の地中埋設物とは具体的には何があるか？その大きさ、数量を示されたい。
回 答	<p>使用貸借契約の土地敷地内の地中埋設物の全てが対象です。工作物等のうち基礎杭等の埋設物としては、各柱基礎下にラップルコンクリートがあります。また、施設に必要な設備では、水道管、汚水（雨水）の排水管、合併浄化槽（33人槽）及び付帯設備が主な対象物です。</p> <p>隣接地境にある擁壁の撤去の要否は、残す必要がある場合も想定されるため、撤去時点で協議させていただくことになります。</p> <p>地中埋設物について設計図での確認を希望される場合は、閲覧を対応させていただきます。ただし、現場における施行状況と異なる場合があります。</p>

項 目	建物解体撤去時のアスベスト使用事前調査の実施について
質問内容	令和5年度に行う譲渡前の修繕工事は、アスベスト使用の事前調査の対象工事に該当しないのか？また、対象工事に該当しない場合、市として譲渡前に調査する予定はないか？
回 答	<p>譲渡前の修繕工事は、修繕する建材について、アスベスト含有調査を行います。その調査結果は、譲渡が決定した事業者には報告させていただきます。</p> <p>ただし、建物解体撤去時におけるその他の建材についてのアスベスト調査は、別途、譲渡を受けた事業者に行っていただく必要があります。</p>

項 目	利用者様の受け入れについて
質問内容	当法人の開所カレンダーや開所時間に合わせて、ひまわりの家の開所日・開所時間の変更は可能でしょうか？
回 答	<p>利用者（家族）への配慮の観点から、開所日及び開所時間については、現状のサービス形態を引き継いでいただくことを前提としています。</p> <p>変更される場合は、事前に利用者（家族）に利用に関してどのように影響が出るかの説明を行い、了承を得たうえで進めていただく配慮が必要と考えます。</p>

項 目	職員の継続雇用について
質問内容	ひまわりの家の職員を継続雇用するにあたって、当法人の雇用条件を提示し待遇面等での変更は可能でしょうか？
回 答	<p>利用者（家族）への配慮の観点から、職員の積極的な継続雇用を希望します。法人間で雇用条件及び待遇等は異なりますので、契約条件については、個々</p>

	に相談いただくこととなりますが、役職や資格、勤務年数などを考慮した条件を提示いただくことが継続雇用に繋がるものと考えます。
--	---

項 目	空調関係について
質問内容	エアコン関係は経年使用による交換時期を迎えている物もあると思われま す。(電気使用量節減など環境への配慮) 天井取り付け型エアコンが6基ありますが譲渡前に更新時期を迎える機種の 更新予定はありますか。
回 答	更新は予定していません。

項 目	空調関係について
質問内容	毎年実施されているエアコンの定期清掃（業者対応）実施記録等の伝達をお 願いします。
回 答	業者委託の定期清掃は行っていない状況です。 春秋の年2回、職員によるフィルター清掃を実施しています。

項 目	リース契約について
質問内容	建物および付属物品関係でリース契約等借損料はなしとの理解でよろしい か。(例：セキュリティ)
回 答	・障害福祉サービスの国保連合会への請求関係ソフトの利用料（三菱 HC キ ャピタル（株）） ・受託業務で使用する封筒印刷用複合機（5年の使用貸借契約の2年目 初 年度に一括支払い など、指定管理者として美濃加茂市社協が契約されているものがあります。

項 目	機器の更新について
質問内容	湯沸器は耐用年数が過ぎているが更新後の譲渡と考えてよろしいか。
回 答	更新は予定していません。

項 目	耐震対策及び破損・落下時の対策について
質問内容	窓ガラス、従業員事務所の室内側ガラス、及び食堂天井部のワイヤ入りガラ スの耐震対策及び破損・落下時の対策（例フィルム貼り付け等）は譲渡前に 施工予定ですか。
回 答	譲渡前の施工は予定していません。

項 目	活動内容について
質問内容	現在実施されている市有施設の玄関マット類の交換洗浄作業は、事業継続法 人が社協以外の場合、継続が難しくなると考えます。利用者支給金の減を回

	避するため、継続法人の努力が重要ですが、マット洗い作業以外の下請け作業受注事業所から令和6年度以降も引き続き作業を頂けるよう働きかけて頂けますか。
回 答	市では、障がい者優先調達方針を作成しています。その方針として、物品等の調達を推進するための取組の中で可能な範囲で支援をさせていただきます。

項 目	組織及び人員配置について
質問内容	(2) 危機管理体制の整備 現在の協力医療機関等に引き続き協力していただけるよう働きかけて頂けますか。
回 答	利用者（家族）への配慮の観点から、協力医療機関等の変更は望ましくありません。実施要領に係る仕様書12ページの10（1）業務の引継ぎにおいて、協力医療機関等の引継ぎを行っていただきたいと考えています。

項 目	保険の加入状況について
質問内容	現在加入されている施設保険についてご提示願います。 (施設内事故及び送迎支援中も含めて)
回 答	現在、施設（建物）は市所有のため、全国市長会の建物総合損害共済に加入し、災害や火災時等の補償が受けられるよう備えています。 損保ジャパンと提携した全国社会福祉協議会の保険に加入。(社協関係者対象の保険) …送迎も含め施設内など業務中に発生した事故に対応できる保険に加入しています。 職員は、労災保険への加入で対応しています。

項 目	利用者の要望に対する支援の内容について
質問内容	延長支援 日中一時支援事業の実施は可と理解してよろしいか。 (警報等発令の場合、安全のための待機などが考えられるため)
回 答	日中一時支援事業については、市への事業所指定手続きを行っていただくことで実施いただくことは可能です。 ただし、「生活介護」及び「就労継続支援B型」サービスの継続運営を確実にを行う必要があります。また、事前に利用者（家族）に利用中のサービス利用への影響の可否や、日中一時支援事業の利用（利用者負担）に関する説明を行い、了承を得たうえで進めていただく配慮が必要であると考えます。 また、市との「災害時における介護保険・障害福祉サービス利用者の支援に関する協定」を締結いただくことで、市からの要請時の支援に対し、サービス提供に対する費用が受けれますので、協定の締結を御検討ください。協定に関する詳細は別添資料を参照してください。

項 目	利用者との契約内容について
質問内容	現在の利用契約書及び重要事項説明書様式を提供願います。
回 答	別添資料を参照してください。

項 目	利用者の在宅支援について
質問内容	ご利用者の在宅時の支援については、ホームヘルプサービス業者等の社会資源と連携態勢を構築しチームとして支援を展開することとしてよろしいか。 (社協等)
回 答	サービス利用の計画相談を行う相談支援事業所担当者を通じ、利用者(家族)の希望に沿った連携態勢を構築し、チーム支援をしていくことが可能と考えます。

項 目	「岐阜県障害福祉事業所連絡会」の退会について
質問内容	現在、「岐阜県障害福祉事業所連絡会」に加入されていますが、「岐阜県知的障害者福祉協会」にも既加入のため、退会としてよろしいか。(事業所間の情報共有、研修機会の増、相互連携を鑑み) 「岐阜県知的障害者福祉協会」においても「事業所連絡会」と同様ご利用者が参加する交流行事が担保されています。
回 答	「岐阜県障害福祉事業所連絡会」の退会により、利用者(家族)の活動にどの程度の影響を与えるものであるか市は把握していません。 実施要領に係る仕様書12ページの10(1)業務の引継ぎにおいて、退会の正否について検討いただくよう、引継ぎを行っていただきたいと考えています。

項 目	ご利用者、家族会(保護者会)への説明等について
質問内容	ご利用者、家族会(保護者会)へ公募型プロポーザル方式での事業移行の説明はされましたか。また、ご利用者、家族会(保護者会)から事業移行についての意見や要望はありましたか。
回 答	令和4年6月17日(金)に利用者(家族)に対し、民営化に至った経緯の説明及び意見交換会を実施しました。以下のような御意見をいただく中で、民営化について一応の了承をいただきました。 家族会(保護者会)の方からの御意見の多くは、「現在のサービスが変わらず継続して利用できることへの配慮を強く要望します。」というものでした。 内容は、①現職員が変わることへの不安。②仕事の負荷、賃金低下への不安。③生活介護と就労継続支援B型の両方が行われるかの不安。④対応してもらえていたことが、してもらえなくなるのではという不安。等が主な御意見でした。

項 目	借損料について
質問内容	収支計画検討のため、以下について可能かどうかを含めご提示願います。 太鼓練習会場 総合福祉会館大ホール 賃借料 (1 回分) 職員駐車場 総合福祉会館駐車場 賃借料
回 答	施設利用料の詳細については、美濃加茂市総合福祉会館 すこやかタウン美濃加茂のホームページでご確認ください。 職員駐車場については、ひまわりの家から南に約300メートルの場所に、古井財産区が管理する有料駐車場（1台2,000円/月）が有り、契約いただくことで利用が可能です。 総合福祉会館駐車場を職員駐車場として利用いただくことは、総合福祉会館利用者への配慮から出来ません。

項 目	隣接地の境界部分の使用について
質問内容	公用車車庫に隣接したお隣さんとの境界部分の使用について、申し合わせの有無等確認をお願いします。
回 答	特に申し合わせはありません。 過去には、境界をはみ出しての停車に対し、停車しないように依頼したことがあり、現在は特に業務に支障が出ることは無い状況です。